

会 議 概 要

会議の名称	令和4年度 第2回湧別町国際交流推進委員会
開催日時	令和4年12月19日（月）午後4時15分 開会 午後4時50分 閉会
開催場所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
出席者名	委員：内野委員長、毛利副委員長、 杉森・牧村・米本・高野各委員 企画財政課：斉藤課長、渡辺主幹、高尾主査、 近石主任 教育委員会教育総務課：佐藤主幹、廣井主査
欠席者名	工藤委員、小崎委員
傍聴人の数	0名
会議の内容	1. 開 会 2. 会議成立確認 3. 委員長あいさつ 4. 協議事項 （1）令和4年度国際交流事業報告について （2）令和5年度国際交流事業計画（案）について 5. その他 6. 閉 会
会議資料	1. 第2回国際交流推進委員会議案
会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 有 （ <input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 ） <input type="checkbox"/> 無
備考	

てん末書

記録者職氏名

企画財政課 未来づくりグループ
主任 近石 翔平

1 日時

令和4年12月19日(月) 午後4時15分～午後4時50分

2 会場

上湧別コミュニティセンター2階 大会議室

3 会議及び用務

第2回湧別町国際交流推進委員会

4 出席者

委員：内野委員長、毛利副委員長、杉森委員、牧村委員、米本委員、高野委員
※工藤委員、小崎委員欠席
町企画財政課：斉藤課長、渡辺主幹、高尾主査、近石主任
町教委：佐藤主幹、廣井主査

5 結果要旨

1. 開会

2. 会議成立確認

3. 委員長あいさつ

コロナによる規制も少しずつ緩和しており、今まで足踏み状態であった国際交流事業も来年度は前進できると期待している。たくさんの課題・問題もありますので皆さんの意見を聞きながら来年度の計画について進めていきたい。

4. 協議事項

(1) 令和4年度国際交流事業について

【質問・意見等】なし

(2) 令和5年度国際交流事業計画(案)について

【質問・意見等】

○友好都市公式訪問団派遣事業について

事務局：訪問団に参加する委員については、次回会議で協議させていただきたい。

○相互交流事業について

委員長：参加する学生については、ワクチン接種を参加条件にすることはあるか。

事務局：募集に関してはワクチン接種を条件にするかは未定。
また、陽性者が出た場合、隔離となってしまうので引率者を

増やすかを検討している。

委員 長：友好都市公式訪問団に委員も含まれているので、相互交流事業と委員の日程を合わせていただければ、何かあったときのヘルプとしても活動できる。

事務局：日程が被る部分もあるので教育委員会と相談しながら検討します。

委員 長：陽性者が出ないとは言いきれないので、引率者も従来の派遣事業より緊張する部分があると思う。私立高校では修学旅行で海外行きを再開する話も聞いているので、色々な話を聞きながら次回会議でわかる部分を教えていただきたい。

事務局：ニュージーランド側は慎重なので、「実施の方向で考えましょう。ただし、ハードルは高いです。」という感じ。実施できるようにお互いに努力しましょうと話をしている。

事務局：湧別高校では、海外派遣に意欲のある生徒はいますか。

委員：3年生に遠軽町からきている生徒で海外派遣があるから湧別高校を選んだという生徒もおり、このことを周知すれば生徒募集にも効果があると思う。

また、今年度の事業「レッツ プレイ イン イングリッシュ」において4名の生徒がサポーターとしてお手伝いをします。今年2年生で英検2級合格、1年生で準2級に合格した生徒もおり、英語を頑張っている生徒が発表する環境もありますので、英語を広めたいという思いもあります。

5. その他について

委員：湧別高校は道立の普通科高校ですが、卒業するときに何か技術や技能を身につけて武器にしてほしいと考えており、英語の力を身につけさせたいと考えています。最終的には高校生が留学生やインバウンドの方に英語で町の案内をできればと考えています。そのためには英語の授業の内容を変えてみたりと、モチベーションを上げる必要があります。その一つとして湧別高校に入学すれば全員がニュージーランドかカナダへ短期で行けるそんなことができればいいなと考えています。動きがあれば委員会でもお話ししたい。

事務局より

- ・外国人との共生について、今後の検討事項であることを説明。今後の委員会でも議題とさせていただきたい。

6. 閉会

令和4年度

第2回

湧別町国際交流推進委員会議案

■日時

令和4年12月19日(月)

午後4時15分から

■場所

上湧別コミュニティセンター

2階大会議室

湧 別 町

【 会 議 次 第 】

1. 開 会
2. 会議成立確認
3. あいさつ
4. 協議事項
 - (1) 令和4年度国際交流事業報告について
 - (2) 令和5年度国際交流事業計画（案）について
 - (3) その他
5. その他
6. 閉 会

【 委 員 名 簿 】			
内野 静香	毛利美紀子	杉森小白合	工藤 健
牧村あおい	高野 龍彦	米本 智泉	小崎 光

【事務局】

- 企 画 財 政 課：課長 斉藤 健悟、主幹 渡辺 政行、主査 高尾 理、主任 近石 翔平
- 教育委員会教育総務課：課長 尾山 弘、主幹 佐藤 美貴、主査 廣井 隆志

4. 協議事項

(1) 令和4年度国際交流事業報告について

◎企画財政課

国際交流事業に関する事務のうち国際交流推進委員会の事務、町民海外派遣研修の実施、友好都市に関する事務及び交流（周年行事等）、公式訪問団の派遣及び受入などの事務を担当

◎教育委員会教育総務課

国際交流事業に関する事務のうち交換留学事業及び相互交流事業などの事務を担当

■会議関係

①第1回 国際交流推進委員会

【日時】令和4年6月23日（木） 午後4時15分から4時50分

【場所】湧別コミュニティセンター 2階大会議室

【出席者】委員7名、事務局5名、傍聴0名

【協議案件】（1）令和3年度国際交流事業報告について
（2）令和4年度国際交流事業計画について
（3）その他

■事業関係

①湧別町交換留学事業について【教育委員会】

新型コロナウイルス感染症の影響により交換留學生の派遣及び受入については、カナダ及びニュージーランドともに中止にいたしました。

②湧別町相互交流事業について【教育委員会】

カナダ及びニュージーランドへ隔年により派遣事業を実施しており、令和4年度はカナダへの派遣を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止にいたしました。

③パートナー交流プログラム事業について【教育委員会】

新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった交換留学事業の代替事業として、本町の学生とダーフィールドハイスクールで日本語を学んでいる学生がペアを組み、日々の交流を通して親交を深めながら語学力の向上に努めるとともに、町から出題される課題に取り組んでももらいました。

【実施期間】令和4年7月～12月 計11回

【参加者】湧別高校3年生2名、芭露学園9年生1名

【内容】1回目～6回目は、英会話の練習をした後、ZOOMでダーフィールドハイスクールとつなぎ交流をした。1回目はお互いに自己紹介をし、それに対しての質問。2回目は食べ物と日常生活について。3回目は学校について。7回目以降については、各自でパートナーと交流し、課題などについて会話をしました。その間、月1回教室を開催し、交流の状況を共有したり、英会話の練習を行いました。

研修内容及び課題としたミッションは別紙1のとおり。

④町民のための英会話教室について【教育委員会】

簡単な日常英会話を学び、異文化理解を深めるため、初心者英会話教室を開催しました。年間3回（1回の教室は8週間）の教室を開催予定。1回目、2回目は実施済み。

○第1回目

【実施期間】5月17日～7月12日（毎週火曜日）

【場 所】文化センターTOM

【参加者】9名

○第2回目

【実施期間】9月27日～11月22日（毎週火曜日）

【場 所】文化センターTOM

【参加者】5名

○第3回目

【実施期間】1月17日～3月7日（毎週火曜日）（予定）

【場 所】文化センターTOM

【定 員】8名

⑤ALTによるポスターの作成【教育委員会】

ALTによる異文化や英会話の紹介ポスターを月に1回作成し、各学校や公共施設に貼り出しています。

⑥「英語でクッキング！」動画のYouTube公開【教育委員会】

自宅でも英会話の練習をしたり、ニュージーランド料理に挑戦するなど、異文化に触れる機会を提供するため、動画を公開しました。

⑦小学生英会話事業「レッツ プレイ イン イングリッシュ」【教育委員会】

異文化に触れる機会の提供、国際交流の意識を促し、英語を使う楽しさを伝えるため、小学生英会話事業を実施します。（別紙2）

【日 時】12月27日（火）午後2時～午後4時

【場 所】文化センターさざ波

【定 員】15名

【サポート】湧別高校生3～4名程度

【内 容】自己紹介、あいさつ、季節の言葉、ゲーム、ニューイヤーカードづくり

⑧交換留学生との交流会【企画財政課】

新型コロナウイルス感染症の影響により交換留学事業が中止となったため、交流会は開催していません。

⑨町民海外研修事業について【企画財政課】

新型コロナウイルス感染症の影響や世界情勢を勘案し募集を行わないこととし、中止としました。

(2) 令和5年度国際交流事業計画(案)について

■会議関係

①国際交流推進委員会

【開催時期】令和5年6月、12月、令和6年3月(3回を予定)

【開催場所】上湧別コミュニティセンター(予定)

■事業関係

①友好都市公式訪問団派遣事業【企画財政課】

令和2年度に中止となっていました友好都市提携20周年を記念したニュージーランドへの訪問団派遣を実施します。

【時期】令和5年11月中旬(1週間程度)(予定)

【訪問者】湧別町長、国際交流推進委員及び随員職員 計3名

※過去の国際交流推進委員の海外派遣者については別紙3のとおり

②湧別町交換留学事業について【教育委員会】

○受入事業

【時期】令和5年5月下旬からを目途 90日以内

【対象】CND～ヒルトップハイスクール及びセントジョセフスクール
N Z～ダーフィールドハイスクールの生徒

【定員】2名

【補助内容】交換留学事業実施要綱に基づき、旅費及び保険料の1/2以内の額、修学費及び生活費を補助します。

【受入学校】町内中学校及び湧別高校

○派遣事業

【時期】令和5年7月からを目途 90日以内

CND～ヒルトップハイスクール及びセントジョセフスクール
N Z～ダーフィールドハイスクールの生徒

【対象】町内中学生及び湧別高校生

【定員】2名

【補助内容】旅費及び保険料の1/2以内の額及び生活費月額1万円を補助します。

ただし、北海道湧別高等学校存続対策事業実施要綱に基づき、湧別高校の生徒は、旅費及び保険料の全額補助、及び生活費月額1万円を補助します。

③湧別町相互交流事業について【教育委員会】

カナダ及びニュージーランドへ隔年により派遣事業を実施しており、令和5年度はニュージーランドへの派遣となります。

○中高校生派遣

【時期】令和5年11月4日(土)～11月16日(木)(予定)

【対象】町内中学生、義務教育学校後期課程及び高校生

【定員】10名

【補助内容】旅費及び保険料の1/2以内の額を補助します。湧別高校生に限り湧別高等学校存続対策事業実施要綱により旅費及び保険料の全額を補助します。

○町民派遣交流

【時 期】令和5年11月8日（水）～11月16日（木）

【対 象】令和5年4月1日現在の年齢が18歳以上の町民

【定 員】2名

【補助内容】相互交流事業実施要綱に基づき、旅費及び保険料等の1/2以内の額を、20万円を限度に補助します。

④町民のための英会話教室について【教育委員会】

簡単な日常英会話を学び、異文化理解を深めるため、初心者英会話教室を開催します。年間3回（1回の教室は8週間）の教室を開催予定

⑤ALTによるポスターの作成【教育委員会】

ALTによる異文化や英会話の紹介ポスターを月に1回作成し、各学校や公共施設に貼り出します。

⑥交換留学生との交流会【企画財政課】

【時 期】令和5年6月頃

【参 加 者】国際交流推進委員、交換留学生、ホストファミリーほか

【内 容】食事交流会

⑦町民海外研修事業について【企画財政課】

令和2～4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響や世界情勢を勘案し、中止としていましたが、令和5年度は募集を予定しています。

【参 考】事業実績

番 号	年 度	助成額	期 間	訪 問 先	研 修 内 容
1	平成21年度	200,000円	8日	ニュージーランド	視察研修
2		200,000円	8日	ニュージーランド	視察研修
3	平成24年度	200,000円	5カ月	ニュージーランド	実地研修
4	平成25年度	170,000円	7日	カナダ	視察研修
5		170,000円	7日	カナダ	視察研修
6	平成26年度	180,000円	8日	カナダ	視察研修
7	平成29年度	200,000円	7日	アメリカ	視察研修

※平成24年度までは町民海外派遣事業の実績

※令和2～4年度は中止

○湧別町国際交流推進委員会設置条例

平成21年10月5日

条例第12号

改正 平成31年3月8日条例第1号

(設置)

第1条 町と国外都市との友好交流を推進するため、町民の国際理解及び国際感覚を高めるとともに、国外都市の人々との親善を図ることを目的として、湧別町国際交流推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、国外都市との友好交流に関する次の事項を調査審議し、推進する。

- (1) 友好都市の調印締結を行った国外都市との友好交流事業に関すること。
- (2) その他国際交流事業に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員の定数は、8人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 有識者 6人
- (2) 一般公募者 2人

3 前項の規定により委嘱する委員の選任は、次により行う。

- (1) 有識者については、町長が選任する。
- (2) 一般公募者については、町民より公募し町長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 有識者の委員に欠員が生じたときは、前条第3項第1号の規定により補充するものとし、任期は、前任者の残任期間とする。

3 一般公募者の委員に欠員が生じたときは、前条第3項第2号の規定により再公募するものとし、その任期については、前項の規定を準用する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長の選任については、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長を議長とする。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の定めるところによる。

(事務局)

第8条 委員会に事務局を置く。

2 事務局員は、企画財政課の職員が当たる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年10月5日から施行する。

附 則（平成31年3月8日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。